

黒笹区民の皆様へ

黒笹区長 大島 精司

黒笹区の区費の減免について

日頃は、行政区活動に対しまして、格別なるご理解とご協力を賜わり、厚くお礼申し上げます。

今年度の区費減免申出について、ご案内いたします。

区民の皆様におかれましては、ご理解ご協力を賜わりますようよろしくお願い致します。

◇対象世帯

75歳以上の区民（年度の途中で75歳に達するものを含む）のみで構成される世帯

◇減免割合

2分の1

◇申出方法

以下の書類を黒笹公民館まで提出

- ・区費減免申出書（申出書は黒笹公民館にあります。）

※裏面に記入例あり。

- ・世帯全員の生年月日が確認できる書類の写し（免許証、保険証等）

◇申出期限

令和7年度分については、5月1日（木）までにご提出ください。

<その他の注意事項>

- ・申請期限はその年度の4月末となっております。
- ・減免の決定を受けた以降は、世帯構成に変更がなければ、翌年度以降の申し出は必要ありません。
- ・世帯構成に変更が生じた場合は、速やかに申し出をお願いします。

以 上